

税務課からのお知らせ

1. 納税証明書について

令和5年1月に運用を開始した軽JNK^スS（軽自動車税納付確認システム）が、令和7年4月から小型の自動二輪車（排気量 250cc超）に対応することにより、すべての車種において継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になりました。

なお、納付後すぐに継続検査を予定している場合は、金融機関等の窓口にて現金で納付し、納税通知書に添付されている納税証明書を継続検査窓口でご提示ください。QR決済では納付確認に時間がかかるため、軽JNK^スSに納付情報が登録されるまでに相応の日数を要する場合があります。

2. 軽自動車税の税率について

令和8年度税制改正により、軽自動車税環境性能割が、令和8年3月31日をもって廃止されたため、これまでの軽自動車税種別割は、軽自動車税に名称が変更されました。

*原動機付自転車等

車種		税率
原動機付自転車	50cc 以下（特定小型含む）	2,000 円
	50cc 超～90cc 以下	2,000 円
	125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下	2,000 円
	90cc 超～125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
軽二輪（125cc 超～250cc 以下）・被けん引車		3,600 円
二輪の小型自動車（250cc 超）		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円

*三輪、四輪以上の軽自動車

車両の「最初の新規検査」の年月に応じた税率が適用されます。

「最初の新規検査」の年月は、自動車検査証に記載された「初度検査年月」でご確認ください。

車種		税率			
		①平成25年3月以前の初度検査年月（重課車両）	②平成25年4月～平成27年3月までの初度検査年月	③平成27年4月以降の初度検査年月	
軽自動車	三輪	4,600円	3,100円	3,900円	
	四輪以上 乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円
	貨物	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
自家用		6,000円	4,000円	5,000円	

※グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪及び四輪の軽自動車について「重課」が適用されます。

※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車は重課の対象外です。

番号		自動車検査証		最初の新規検査年月	平成25年 2月 日		軽自動車検査協会	
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	車体の形状			
	平成24年 9月 日	平成20年 9月 日	軽自動車	乗用 自家用	指型			
車台番号	乗車定員	最大積載重	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
	4人	—kg	760kg	980kg	339cm	147cm	154cm	
車名	型式	原動機型式	燃料の種類	前軸重	後軸重	型式指定番号	類別区分番号	
			ガソリン	470kg	290kg			

*グリーン化特例（軽課）

令和7年4月から令和8年3月までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車で、次の基準を満たす車両について、令和8年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例（軽課）を適用します。

車種		税率			
		A	B		
軽自動車	三輪		1,000円	2,000円（乗用営業用のみ）	
		乗用	営業用	1,800円	3,500円
	四輪以上	乗用	自家用	2,700円	
			貨物	営業用	1,000円
	自家用	1,300円			

軽乗用車	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）		A 概ね75%減
軽（営業用）乗用車	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車 B 概ね50%減

※ 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

3. 軽自動車等の各種お手続きのお願い

原動機付自転車や軽自動車等を①譲渡（相続含む）②廃車 ③住所変更 をした場合は、下記の所定の機関で申告手続きを行ってください。

実際は所有してなくても、廃車や名義変更などの手続きが完了していないと、いつまでも軽自動車税が課税されてしまうため、必ず手続きをお願いします。

区分	お問合せ先	必要な持ち物
原動機付自転車（～125cc以下）	御前崎市役所 税務課 ☎0537（85）1114	●廃車（市外への住所変更）…ナンバープレート、標識交付証明書、本人確認書類 ●名義変更（譲渡）… 【未廃車の場合】ナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書、本人確認書類 【廃車済みの場合】廃車証明書、譲渡証明書、本人確認書類 ●相続…本人確認書類
小型特殊自動車（トラクター、フォークリフトなど）		
ミニカー		
※軽二輪車（126cc～250cc以下） ※小型自動二輪（250ccを超えるもの）	静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所 ☎050（5540）2052	●静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所へお問い合わせください。
※軽自動車（660cc以下の三・四輪車）	軽自動車検査協会 静岡事務所浜松支所 ☎050（3816）1777	●軽自動車検査協会 静岡事務所浜松支所へお問い合わせください。